

契約条項(2021年3月発行)

本契約は、お客様(以下「甲」という)とNTTテクノクロス株式会社(以下「乙」という)との間の、データブリッジ(以下「本製品」という)に関するプログラムおよび関連資料(以下「本ソフトウェア」という)を乙が甲に提供するにあたっての条件を規定するものです。

本ソフトウェアは本製品で動作させる目的においてのみ使用することが出来ます。

本ソフトウェアを使用する場合、甲は本契約条項に従ってご使用いただくことにご同意いただいた場合に限り、ご使用いただくことができるものとし、契約開始日又は使用開始日のいずれか早い日をもって、本契約は効力を生じるものとします。

(目的)

第1条 乙は、甲に対し、本契約の有効期間中、本ソフトウェアの非独占的な使用を許諾するものとします。

(使用許諾)

第2条 甲は、本製品において、本ソフトウェアを使用できるものとします。なお、本ソフトウェアの使用により生じる通信費用等の一切の費用は、甲が負担するものとします。

2 甲は、ソフトウェアを使用する目的で複製(記憶装置へのインストール、バックアップ目的を含む)できるものとします。

(禁止事項)

第3条 甲は、本ソフトウェアを第三者に再使用権の設定、譲渡、貸与、または占有の移転をしてはならないものとします。

2 甲は、本ソフトウェアに対する機密を保持し、その目的如何によらずリバースエンジニアリングにより解析を行ってはならないものとします。

3 甲は、乙が本ソフトウェアに表示した著作権表示を削除してはならないものとします。

4 甲は、本ソフトウェアを翻案、変更その他改変してはならないものとします。

5 本契約によって許諾される範囲を超えた使用を行ってはならないものとします。

6 事前に乙から書面による同意を得ることなく本ソフトウェアまたはそれに類するデータを第三者に開示してはならないものとする。

(機密保持)

第4条 甲は、ソフトウェアを機密に保持するものとし、第三者に開示してはならないものとします。

2 甲は、ソフトウェアを本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとします。

3 甲は前2項の定めにかかわらず、適用ある法令・規則等を遵守するために必要な場合、または政府、所轄官庁、規制当局、裁判所もしくは甲に対して検査権限を有する自主規制団体による開示要請があった場合、対応については可能な範囲において甲乙で協議するものとします。

(個人情報の取扱い)

第5条 甲は、本契約に関連して乙に対して個人情報を提供する場合、可能の限り当該個人を識別できないよう変更または変換して提供するものとします。

2 乙が本契約の履行のため特定の個人を識別できる個人情報を甲から預かる場合、乙は、知り得た個人情報について本契約の有効期間内及び有効期間終了後も機密保持義務を負うとともに、乙の従業員に機密を保持させるものとします。

3 前項により甲から預かった個人情報が漏洩した結果、甲に損害が発生した場合、乙は、甲に対して第7条に基づきその損害を賠償するものとします。

(限定的保証)

第6条 乙は、本ソフトウェアが通常に使用される場合、マニュアルに記載された仕様どおり動作することを本ソフトウェア使用開始日から60日間保証します。

2 乙は甲に対し、ソフトウェアの技術的正確性、実現性、市場性、特定目的適合性、本ソフトウェアが中断なく作動すること、その他第三者の権利非侵害等につき、いかなる明示的、又は黙示的な保証も行わないものとします。

3 本ソフトウェアの保証は、本ソフトウェアが乙以外のものにより何らかの形で変更、修正を加えられた場合には適用されません。

(損害賠償)

第7条 乙は、第三者の設備・通信障害等を起因とする損害については、一切その責任を負わないものとします。

2 乙は、甲が本ソフトウェアを利用することにより甲と第三者との間で生じた紛争等について一切その責任を負わないものとします。

3 乙は、前2項を除き本契約に違反したことより甲に損害が生じた場合は、通常の損害について甲が乙に本ソフトウェアの使用の対価として支払った1年間相当分の利用料を限度額として損害賠償を請求できるものとします。ただし、相手方の請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害、および間接損害(逸失利益、データの損失、業務の遅滞、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害を含むがこれに限定されない)は含まれないものとします。

(知的財産権)

第8条 本ソフトウェア及び関係資料に関する著作権、産業財産権その他の権利は、乙若しくは乙のライセンサーである日本電信電話株式会社に留保され、本契約の締結によって甲に譲渡されません。

(第三者の権利侵害)

第9条 乙及び乙のライセンサーは、第三者の産業財産権、著作権、その他の権利を侵害したという理由に基づいて、第三者から甲に対してなされるいかなる請求についても責任を負わないものとします。

(契約解除)

第10条 甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。

(1) 支払停止または支払不能となったとき

(2) 手形または小切手が不渡りとなったとき

(3) 差押え、仮差押えもしくは仮処分があったときまたは競売の申立があったとき

(4) 破産、会社更生手続開始または民事再生手続の申立があったとき

(5) 解散又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

(6) 本契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき

2 甲または乙は、前項各号の一に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに履行するものとします。

(7) 甲または乙が反社会的勢力に該当し、または、反社会的勢力に該当する者と業務提携関係その他の継続的な取引関係を有するとき(本契約締結後、反社会的勢力に該当し、又は、上記関係を有するに至った場合を含む。)

(8) 法的な責任を超えた要求、暴力的な要求その他の不当な要求行為、又は、これに類する行為を行い、又は、行おうとしたとき

(契約期間)

第11条 本ソフトウェアの契約期間は、使用開始日から1年間とします。

2 前項の期間満了の30日前までに甲乙いずれからも書面による別段の申出がないときは、本契約記載の条件でさらに1年間を契約期間として継続されるものとし、以後も同様とします。ただし、注文書に別の定めがある場合は、その定めに従うものとします。

3 前2項の契約期間内に、甲が本契約を解約する場合(乙の責に帰すべき理由により本契約を解約する場合を除きます)又は甲の責に帰すべき事由により本契約が解約された場合、甲は乙に対し、契約期間の残余期間に対応するライセンス費(消費税相当額を加算した額とします)に未払いがある場合は相当する額を支払うものとします。なお、甲は既に乙に支払ったライセンス費その他一切の料金について、返還を求めることはできないものとします。

4 本契約が終了する場合、甲は本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアのオリジナルを含む全ての複製(いかなる形式にせよ、変更されあるいはマージされたものを含みません)を乙に返却するか、廃棄しなければなりません。

(契約の改訂)

第12条

乙は甲が登録した電子メールアドレスへの電子メールの発信、乙所定のサイトでの告知又はその他乙が適切と判断する方法をもって甲に事前に通知することにより、本契約の条件を改訂することがあります。甲はかかる改訂に同意しない場合は、本契約の条件改定の発効日前までに、乙にその旨を連絡するとともに直ちに許諾ソフトウェアの使用を中止するものとします。本契約の条件改訂の発効日以降の甲による許諾ソフトウェアの使用をもって、甲は改訂されたソフトウェア使用許諾契約書に同意したものとします。

(輸出管理)

第13条 甲は、本ソフトウェアおよびそれに含まれる技術を海外に持ち出したりは非居住者に提供する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づき適正な手続きをとるものとします。

(存続条項)

第14条 本契約が終了した場合においても、第4条(機密保持)、第5条(個人情報の取扱い)、第7条(損害賠償)、第8条(知的財産権)、第9条(第三者の権利侵害)、第13条(輸出管理)、第14条(監査)及び第17条(管轄裁判所)の規定は有効に存続するものとします。

(管轄裁判所)

第15条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として処理するものとします。

(一般条項)

第16条 本契約は当事者間の完全合意を構成し本契約の規定する本ソフトウェア及びサービス移管する書面または口頭による過去の一切の契約及び表明事項に取って替わるものです。本契約の条件は、甲の注文書記載の条件に優先するものとします。

2 本契約当事者の一方による本契約の不履行または違反について他方当事者が権利を行使しなかった場合であっても、他の、またはその後の不履行または違反について権利放棄を行ったことにはならないものとします。

(協議)

第17条 本契約に定めのない事項その他本契約の条項に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決を図るものとします。

以上